

受動喫煙防止対策助成金改正のお知らせ

受動喫煙防止対策助成金の対象事業主等が改正され、平成 25 年 5 月 16 日から施行されています。詳細は別紙でご確認ください（関連条文：労働者災害補償保険法施行規則第 29 条）。

<改正内容>

- 1 助成金の対象：すべての業種の中小事業主
- 2 補助率：費用の 1/4 から 1/2 に引き上げ
- 3 交付対象：喫煙室の設置費用のみに限定



平成25年5月16日
労働基準局安全衛生部労働衛生課
課長 権葉 茂樹
係長 加藤 革己
(代表電話) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3502) 6755(内線 5501, 5506)

「受動喫煙防止対策助成金制度」を充実

～5月16日から対象を全業種に拡大、補助率を1/2にアップ～

厚生労働省では、5月16日から、職場における受動喫煙防止対策をより効果的に推進するために、助成金制度を改正します。

厚生労働省では、労働者の健康を確保するため、平成23年10月、受動喫煙を防止するための助成金制度を開始しました。この制度は旅館業、料理店、飲食店を営む中小企業事業主を対象に、職場での受動喫煙を防止するため、喫煙室の設置などを行う際に利用されてきました。このたび、より一層、対策を進めていくために助成金制度を改正することになりました。

制度の主な変更点は、以下の3点です。

1. 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
2. 補助率を費用の1/4から1/2に引き上げ
3. 交付の対象を喫煙室の設置費用のみに限定

厚生労働省は、積極的な制度の利用を促進し、平成25年策定の第12次労働災害防止計画にある「平成29年度までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする」という目標の達成を目指します。

【受動喫煙防止対策助成金制度(改正後)の概要】

1. 対象事業主
 - ・労働者災害補償保険の適用事業主であること
 - ・中小企業事業主※であること

※ 業種に応じて常時雇用する労働者数または資本金の規模の基準を満たす必要があります。
2. 交付対象
 - ・一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

※ 工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。
3. 補助率、交付額
費用の1/2(上限200万円)
4. 申請書等提出先
都道府県労働局労働基準部健康安全課(または健康課)

【参考資料】

【参考1】受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

1. 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務
事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタントなどの専門家による電話相談を受け付けます。必要に応じ、実地指導も行います(相談・実地指導は無料)。また、平成25年度から事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施します。

☆ 相談ダイヤル :050-3537-0777
(平成25年度事業受託者 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会)

2. 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います(送料は申請者の負担となります)。

☆ 申込受付ダイヤル :050-3642-2669
FAX :0288-50-1086
(平成25年度事業受託者 株式会社アマラン)

- 【参考2】受動喫煙防止対策助成金制度の創設について ～飲食店、旅館等の中小企業事業主を対象に10月1日から開始～(平成23年9月29日報)

[道発表資料](#)